

ちよだプラットフォームスクウェア オープンネスト利用規約 ver7.3

第1章 総則

第1条 目的

プラットフォームサービス株式会社(以下「甲」という)は、千代田区との連携のもと、地域コミュニティーの形成、起業家の成長を支援し、まちづくりの総合拠点を目指した施設「ちよだプラットフォームスクウェア」(以下「本館」という)及びアネックスを運営管理しており、本規約は、施設利用について定めるものです。

第2条 運営

1. 本館およびアネックスは、甲が運営管理します。
2. 甲が運営管理する各施設の名称及び所在地は本条4項に定める通りとします。
3. オープンネストとは、甲が本条4項に明示する施設の指定場所に設置されているワークスペースのことです。オープンネストは利用者が事務所の一環として利用できるものであり、施設は利用者の業務及び千代田区、甲が定める活動に利用できるものです。特定の決まったデスクが指定されておりませんので、空いている席をご自由にご利用いただけます。ただし、お一人でご利用いただける席は一席です。
4. 甲が運営する施設の名称、所在地は次の通りです。

| NO | 名称 | 所在地 | オープンネスト 契約者利用施設 | クローズドネスト 契約者利用施設 |
|----|---------|-----------------|--------------------|---------------------|
| 1 | 本館 | 千代田区神田錦町三丁目21番地 | ○ | ○ |
| 2 | アネックス01 | 千代田区神田錦町二丁目 9番地 | | ○ |
| 3 | アネックス02 | 千代田区神田錦町二丁目 7番地 | | ○ |
| 4 | アネックス05 | 千代田区神田錦町一丁目 2番地 | | ○ |
| 5 | アネックス06 | 千代田区岩本町一丁目13番5号 | ○ | ○ |
| 6 | アネックス07 | 千代田区神田錦町三丁目11番地 | | ○ |
| 7 | アネックス08 | 千代田区神田錦町三丁目17番地 | | ○ |
| 8 | アネックス10 | 千代田区神田錦町二丁目 9番地 | | ○ |

第2章 利用者の資格

第3条 利用者資格条件

オープンネストのご利用は個人または法人で、甲が承認した方もしくは千代田区、公益財団法人まちみらい千代田の推薦等を受けた方(以下「利用者」という)が利用できます。なお、法人の場合は、甲に届け出た特定の個人に限り施設を利用出来るものとします。なお、クローズドネスト(個室)利用者も、空席がある場合はオープンネストを利用できるものと定めていますことを予めご承諾ください。

第4条 申込手続

1. 甲は、オープンネスト利用希望者との面談の結果、利用を承認し、正式申込及び諸手続きに必要な書類を申込者に郵送若しくは手渡しします。なお、提出期限は書類発行後2週間以内にお問い合わせ致します。この期間を超過した場合、改めて申込み手続きをさせて戴く場合があります。
2. 前項に定める書類を提出する際、オープンネスト利用希望者、本人(法人の場合は利用者)が施設の利用規約、重要事項説明書を確認し、その内容を承諾したものとします。
3. 前項に定める書類提出後、甲は本規約第8条に定める月額利用料の初回分、初期登録料及び保証金の請求書を発行します。その納入を甲が確認した時点で、申込者に施設利用権が発生します(以下「主登録」という)。施設利用開始日までに入金確認できない場合、甲は施設利用の承認を取り消す場合があります。なお、ご利用が1ヶ月に満たない場合は1ヶ月を30日として利用料を日割した額を月額利用料と致します。ただし100円未満は切り上げとします。
4. 前項までに定める手続き完了後、及び入金確認後に、甲は入館IDカード発行に着手します。なお、IDカード作成期間中の施設利用は臨時のIDカードを発行致します。

第5条 利用契約

1. 本規約第4条の申込手續に基づく利用希望者の申込みと、甲の承諾により、甲と利用者との間でオープンネストの利用契約が締結されたものとします。
2. 前項に伴い、利用者が法人登記をする場合は、施設利用開始後に限られます。施設利用開始前の登記は、法に抵触するものであり、これを厳に禁じます。また、登記後は謄本の写しを甲まで提出ください。

第6条 登録内容の変更

利用者は申込書に記載されている住所、会社名、役職名、氏名、連絡先などの登録内容に変更があった場合、甲が定める方法にて速やかに変更届を提出するものとします。

第7条 IDカード

1. 本規約第4条4項に従い、甲は利用者によりIDカードを発行します。IDカードは施設利用の際、第三者から見えるように携帯しなければなりません。なお、甲は必要に応じてIDカードの提示を求めることがあります。
2. IDカードを紛失された場合は、速やかに甲に連絡の上、IDカード再発行申請書を提出してください。なお、再発行には別途手数料が掛かります。

第3章 料 金

第8条 初期登録料、保証金及び施設利用料

1. 施設の利用についての初期登録料、利用料及び施設利用料は表一1の通りとします。
2. ① 利用者は本契約から生ずる利用者の債務の担保として表一1、2に定める保証金を利用契約と同時に会社に預け入れるものとします。
② 利用者は契約を終了するまでの間、保証金をもって賃料その他債務の相殺をすることはできないものとします。
③ 利用者は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。
④ 利用者は施設利用料が増額され保証金が不足することになった場合は、不足分を速やかに補填しなければならないものとします。
⑤ 会社は利用契約の解約があったときは解約日から1ヶ月以内に保証金の全額を無利息で利用者へ返還しなければなりません。但し、本契約及び会社及び会社が認めて提供する付帯サービス(会議室、ビジネスセンター、カフェを含む)から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を保証金から差し引くことができるものとします。この場合には、会社は保証金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示しなければなりません。

第9条 施設利用料の支払い

1. 支払い方法は、利用者の指定する金融機関の口座からの自動振替とします。月額利用料は、翌月分を当月の27日(休日の場合はその翌日)に指定口座から自動振替します。なお、振替手数料は、自動振替の場合は甲が負担し、振込の場合は利用者の負担とさせて戴きます。
2. 施設利用料のお支払いに関して自動振替を希望されない場合および自動振替がなされなかった場合は、表一1—①に定める通り、利用料の割引が適用されないことをご了承ください。
3. 甲は、施設利用料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣同種施設の利用料との比較等により、著しく不相当になったときには、予め周知の上、利用料を改定することができるものとします。消費税が変動した場合も同様とします。
4. 初回の月額利用料、初期登録料及び保証金は、甲が発行した請求書に基づき、本規約第4条3項に定めるとおり、施設利用開始日までに現金でお支払いいただくか、以下の通り、甲の指定口座にお振込みください。

【指定口座】

銀行名 三菱東京UFJ銀行
支店名 東京営業部
口座番号 普通 1885575
口座名義 プラットフォームサービス株式会社

第4章 施設概要

第10条 利用施設及び各種サービス

1. 利用者は、本規約第2条4項に定める施設を利用することができます。なお、ご利用にあたり、表一2の各施設の利用時間等を予めご確認ください。
2. メールボックス
 - ① 利用者はメールボックスを利用して郵便等を受け取ることができます。なお、メールボックス内の郵便物等の紛失・盗難等の損害について、甲は一切の責任を負いません。
 - ② メールボックスは鍵付ですが、破壊等に対する防犯対策はなされていません。
 - ③ メールボックスの設置場所は、変更になることがあります。
 - ④ メールボックスの鍵を紛失、毀損された場合は補償して戴きます。
3. ファイルキャビネット
 - ① 利用者は、甲が指定するファイルキャビネットを利用することができます。
 - ② ファイルキャビネット内の紛失、盗難等の損害について、甲は一切の責任を負いません。
 - ③ ファイルキャビネットはダイヤル式施錠ですが、破壊等に対する防犯対策はなされていません。
 - ④ ファイルキャビネットの設置場所は、変更になることがあります。
4. 本館の1階ロビー、2階および3階のラウンジ、東面テラス、公開空地、屋上、その他会社が認めた場所については、表一2に定める通り、甲が指定した時間内に、甲が定める規定の範囲内で自由にご利用になれます。
5. 利用者は、別に定める「オープンネス各種サービス一覧」の通り、甲が提供するサービスを有償ないし無償で利用することができます。

第11条 オープンネスのご利用

オープンネスは利用予約ができません。万一満席の場合、利用者は、施設を利用できない場合があることを予め承諾した上で利用申込するものとします。なお、このような事態が確認された場合、甲はできるだけ早急に対応策を講じるものとします。

第12条 追加登録

利用者は所定の手続きを行い、甲がこれを認めた場合、表一1-②の料金を支払って2名まで追加登録をすることができます。追加された個人は、利用者と同等の施設利用権を有するものとしますが、ファイルキャビネット及びメールボックスは追加されません。ただし、ファイルキャビネットに空きがある場合は、有償で借りることができます(月額1,000円(消費税別))。

第13条 ゲストによる施設利用

オープンネスは、原則として利用者のみ利用することができます。但し、利用者は、本館1階コンシェルジュにて事前に所定の登録を行い、甲がこれを認めた場合、表一1-③の料金を支払って、利用者以外のゲストが1日単位で施設を利用することができます。なお、ゲストとして登録できる人数には上限があります。

第14条 第三者の利用禁止

利用者は、如何なる事由にせよIDカードを第三者に貸与することを固く禁じます。また、メールボックスの表示、住居表示他を第三者が表示、使用することは厳禁とします。万一、これらが発覚した場合、甲は利用契約を即時解除できるものとします。

第15条 防犯カメラ

甲は、防犯カメラにより館内の状況を常時録画し、防犯の抑止に努めております。警察等公的機関から求めがある場合、必要とする映像記録を甲が提供することを利用者は予め承諾するものとします。

第16条 休館

本施設の休館は、以下に定める通りとします。但し、千代田区からの指導他で指定した日以外の休館が生じる場合、甲は出来るだけ速やかに利用者に周知することとします。

1. 年末年始休館(12月29日～1月3日。但し、土曜日、日曜日が重なる場合は変動します)
2. 大型連休、お盆休暇、施設内の点検、工事等により休館する場合があります。その場合は予めお知らせ致します。

第17条 施設利用にあたっての禁止事項

甲は、如何なる事由にも拘わらず施設内及び施設敷地内(以下「施設等」という)において次の行為を禁止します。

1. 爆発性、発火性のある物品、その他危険または不潔・悪臭のある物品を搬入し、格納すること。
2. 動物を搬入し、または飼育すること。
3. 指定の喫煙場所以外で喫煙すること。
4. 本館 1 階の飲食施設、東面テラス、南面テラス、ロビー、2階及び3階のラウンジ、屋上及び会社が認めた場所以外での飲食。(施設内設置の自動販売機、本館1階コンシェルジュにて販売している飲料を除く。)
5. 本館2階または3階及びアネックス06の4階のラウンジを占有、または長時間利用すること。
6. 本館2階または3階及びアネックス06の4階のラウンジを会場にしたセミナー、講習等を開催すること。また、不特定多数を誘導すること。
7. 吸殻、発火の恐れがある紙屑、塵芥、その他の廃棄物を会社の指定する場所以外に捨て、放置すること。
8. 暖房、採熱のため木炭、石油、その他燃料を使用すること。
9. 冷蔵庫、電熱器、電気ストーブ、電気毛布、電気ヒーター、電気ポット、コーヒーマーカー、湯沸器、電子レンジ、複合機(コピー機)等を持ち込み、使用すること。
10. 甲が定めた電気容量以上の利用によって、停電等を発生し、他の利用者に迷惑を掛けること。
11. 館内LANにおいて、大量のデータ通信を行い、他の利用者の通信を妨害して迷惑を掛ける行為。なお、この場合、甲は即時に当該利用者の館内LANの利用を停止することができるものとします。また、故意・過失に関わらず、パソコン他のハッキング等の行為も同様とします。
12. 他人の営業、執務を妨害すること。
13. 宿泊すること。
14. 甲に事前承諾なく行事や集会などを行うこと。
15. 甲に事前承諾なく販売活動、宣伝活動、勧誘行為、示威行為を行うこと。
16. 自転車、自動車などを甲の指定する場所以外に置くこと。
17. 物品の放置、或いは看板、広告、掲示板、写真等を設置若しくは貼付すること。
18. 甲に事前承認なく1階ロビーまたは屋上の一部ないし全部を専有して使用すること。
19. 施設等の安全、品位保持の妨げになる一切の事項及び行為。
20. その他、公序良俗に反する一切の行為。

第18条 解約

1. 利用者は、退出希望月の前月末日までに甲宛てに所定の解約届を提出して、利用契約を退出希望月の末日に解約することができます。(月半ばでの解約にても月末となります。)
2. 甲が利用契約を解約しようとする場合、甲は、解約予定月の月末から2ヶ月前までに利用者へ通知するものとします。
3. 前二項に定めるいずれの場合も、利用者は契約終了日までにメールボックスの鍵及びIDカードを甲に返却するものとします。また、ファイルキャビネット、メールボックス内は全て空にして返却ください。なお、ファイルキャビネット、メールボックス、施設入口扉シンダーカバー他、利用者起因する損傷、損害が確認された場合、その損害を補填戴く場合があります。
4. なお、追加登録についても、本条1項に準じるものとします。

第5章 免責事項

第19条 免責

甲は次の各項に定める如何なる場合も、一切の責を負わないものとします。

1. 甲は利用者へ告知の上、甲が必要と認める修理・変更・改造または保守作業(停電・断水等を伴う)を甲ないし当該建物所有者が行うことができ、利用者は自らの責任で上記修理等に対処するものとします。甲が上記修理等を適切に実施したにもかかわらず利用者が不便・損害を被ることがあった場合。
2. 甲は、水道、通信、電力等の施設等内の設備について、常に良好な状態を保全・保持するように努めるものとしますが、万一施設等内の設備に障害が生じた場合。
3. 甲は、騒音、臭気など施設等内の環境について、利用者へ協力し、その向上に努めるものとしますが、万一それらを理由とする障害が生じた場合。
4. 利用者が大量の電源を利用する等により、停電他を生じた場合。なお、甲はその復旧に向けて最善の努力を行います。
5. 利用者のパソコン及び通信設備機器がハッキング、ウィルス感染他により他の利用者へ損害を与えた場合。

6. 甲は、利用者所有の PC(パーソナルコンピューター)他における施設内無線 LAN の設定及びその他設定等の操作に関して一切の関与が出来ないものとします。やむを得ず甲の職員が利用者所有のこれらの操作を行う場合。
7. 千代田区の指導により、施設等が一時避難場所等に指定を受け、利用者が適切に施設等を利用できない場合。
8. 震災、風水害、火災、盗難その他甲の責に帰することにできない事由により利用者が損害を被った場合。
9. 利用者相互間に紛争、盗難、紛失等が生じた場合。

第6章 解除

第20条 契約解除

いずれの当事者も、他方当事者が本規約に違反したときは、相手方に対して相当期間を定めて履行の催告の上、その期間内に他方当事者が履行しないときは利用契約を解除することができます。なお、本契約が解除されたにもかかわらず、利用者が所在不明の為、利用者自身が契約を解除出来ない場合には、利用者は甲に対して本物件内の動産の処分権限を授与したものと見なし、甲は利用者の承諾を得ることなく、甲の判断で本物件内の動産を廃棄する等の処分ができるものとします。また、利用契約時の書類送付先・変更届のあった住所・住民票記載の住所、以上の住所に宛てて利用者に対し書類を送付しても利用者から何ら回答の無い場合、甲は利用者の所在不明と見なします。

第21条 無催告解除

1. 利用者に下記の事由があった場合、甲は催告を要せず直ちに利用契約を解除し、当該利用者のオープンネットに対する入室を制限又は禁止することができるものとします。甲の解除通知について、利用者がその受領を拒否し、または転居等によってその受領をしないときは、通知の発送を以て、その効力が発生したものとみなします。
 - ① 施設等を本規約第2条3項の使用目的以外の用途に供したとき。
 - ② 利用者が利用料の支払いを2カ月以上遅滞したとき、若しくは、度々支払を延滞し相互の信頼を著しく害する場合及び支払不能となった場合。
 - ③ 他の利用者の施設利用に著しい妨害を与えたとき。
 - ④ 甲及び他の利用者(クローズドネット及び会議室利用者含む)の名誉若しくは信用を害する等の不信行為があったとき。
 - ⑤ 主務官庁から営業許可取消処分を受けたとき。
 - ⑥ 手形交換所において一回目の不渡り処分を受けた時。
 - ⑦ 仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社更生、解散等があったとき。
 - ⑧ 公序良俗を害し、あるいは甲の信用を害すると認められる事実があった場合。
 - ⑨ 規定以上の電気量を使用したとき及び故意(ウィルス感染未対策含む)に大量のデータ通信を行ったとき。
 - ⑩ その他本規約各条項に違反し、甲と利用者の信頼関係を損ない、利用契約の継続に支障を生ずると認められる事項があった場合。
2. 前項各号に定める解約原因たる事実により、甲の受けた損害につき利用者は賠償責任を負うものとします。

第7章 その他

第22条 消費税

利用者は、本契約に付随して甲が利用者から受領するすべての金員のうち、消費税の課税対象となるものについては、その消費税分を利用者が負担することに同意するものとします。なお、消費税率の変更があった場合には、本契約における消費税を含む施設サービスの利用料等の金額は自動的に変更されるものとします。

第23条 変更

甲が必要と認めた場合、本規約を変更することができます。その場合、甲は利用者へ、変更内容を周知します。

第24条 規定外事項

本契約に定めのない事項ならびに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、関係法規及び商慣習に従い甲及び利用者は信義・誠意をもって協議・協力し、その解決にあたるものとします。

【付 表】

《表—1： 初期登録料、保証金、施設利用料》

※ 料金はすべて1名あたり

表—1—① 主登録

| 主登録 | |
|-------------|-----------------|
| 初期登録料 | 10,000円(消費税別) |
| 保証金 | 30,000円 |
| 施設利用料 | 月額19,000円(消費税別) |
| ただし、自動振替の場合 | 月額15,000円(消費税別) |

表—1—② 追加登録

| 追加登録(上限2名まで) | |
|--------------|-----------------|
| 初期登録料 | 5,000円(消費税別) |
| 保証金 | 20,000円(消費税別) |
| 施設利用料 | 月額10,000円(消費税別) |

表—1—③ オープンネスト用ゲストカード

| | |
|-------|---------------|
| 初期登録料 | 10,000円(消費税別) |
| 利用料* | 日額500円(消費税別) |

* 都度現金でお支払いください。

表—2： 各施設の利用時間帯

| 場所 | 曜日 | 時間帯 | |
|---------------------------------|------------|---------------|------------|
| 本館正面玄関・通用口の開門・東面テラス・ 本館1階ロビー | 平日 | 8:00～22:00 | |
| | 土日祝 | 8:00～19:00 | |
| 本館 オープンネスト(5階 コンセプションエリア含む) | 全日 | 8:00～24:00 | |
| アネックス06 オープンネスト | 全日 | 8:00～22:00 | |
| 本館2階及び3階 ラウンジ | 平日 | 8:00～22:00 | |
| | 土日祝 | 8:00～19:00 | |
| アネックス06 ラウンジ | 平日 | 9:00～22:00 | |
| 会議室、ミーティングルーム、 プロジェクトルーム | 平日 | 9:00～22:00 | |
| | 土日祝 | 9:00～19:00 | |
| コンシェルジュ | 総合受付 | 平日 9:00～19:00 | |
| | 会議室 鍵・備品貸出 | 平日 | 9:00～22:00 |
| | | 土日祝 | 9:00～19:00 |
| 会議室予約 | 平日 | 10:00～19:00 | |

※ 施設によって年末年始等、休館日がありますので、ご注意ください。

以上

2004年10月1日 制定
2012年7月11日 改訂
2013年12月1日 改訂
2014年1月6日改訂
2015年3月20日改訂